

## 統計調査員による調査関係書類の紛失について

令和4年10月1日を調査期日として実施される就業構造基本調査において、加古川市内の調査区を担当する\*統計調査員が調査関係書類を紛失しました。

(\*兵庫県知事が任命する非常勤の特別職の地方公務員)

### 1 紛失書類

就業構造基本調査 「抽出単位名簿」 1枚  
(調査員が調査対象の世帯を把握するため作成するもの)

### 2 書類に含まれる個人情報

- ・世帯主の氏名及び住所 (15世帯分)
- ・世帯員のうちの15歳以上の人員 (上記15世帯のうち2世帯分)

### 3 経緯

- ・9月24日 (土) 午後、調査員が8世帯に面談のうえ調査関係書類を配布  
夜間、調査員が「抽出単位名簿」6枚のうちの1枚目を紛失していることに気付き、自宅を探索したが発見できず。
- ・9月25日 (日) 調査員が前日に訪問した8世帯に再度訪問し、配布した書類に「抽出単位名簿」の混在がないことを確認 (6世帯は調査員が書類の現物を見て混在がないことを確認し、2世帯はインターフォン越しに混在のないことを確認)
- ・9月26日 (月) 調査員が調査関係書類の紛失を市に報告  
市職員が調査員宅及び調査区内を探索するも発見できず。  
市職員が上記のインターフォン越しに確認した2世帯に対し書類混在の有無を確認するため連絡
- ・9月27日 (火) 市職員が上記2世帯に書類の混在がないことの確認を終え、再度、調査員宅を探索するも発見できず。
- ・9月28日 (水) 警察に遺失届を提出
- ・9月29日 (木) ~10月3日 (月)  
関係世帯を訪問し、状況を説明のうえ謝罪
- ・9月30日 (金) 個人情報を含む調査関係書類の取扱いについて、全調査員に対して、管理・指導を徹底し、再発防止に努めるよう通知文を送付

### 参考 就業構造基本調査

- (1) この調査は国民の就業状況を調査し、国や地方公共団体の雇用政策、経済政策など各種行政施策立案の基礎資料を得ることを目的として総務省が実施する基幹統計調査です。本市では約660世帯(44調査区)を対象として実施します。
- (2) 調査の実施時期：令和4年8月下旬から同年10月中旬まで